

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和元年11月20日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員	
3	宮崎 知純	9	松浦 修
5	山田 悟	10	大森 薫之
1	都村 尚志	11	山本 重憲
2	久保 保	12	宮脇 久雄
4	西島 好弘		
6	神餘 哲夫		
7	牛田 正夫		
8	森本 初美		

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二
書記 山口 将人

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について
議案第2号 農地法第5条許可申請について
議案第3号 農地法第5条事業計画変更について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による
農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は8番の森本委員と、9番の松浦委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

事務局 最初の議案が会長の関係する案件になりますので、会長は一度退席致します。

会長退席

職務代理 議案第1号 1番 農地法第3条許可申請について 事務局より説明
をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。お手元の議案書1ページ
をご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所につきましては善通寺岡田線の象郷橋を北に200mほど下がった
ところですが、譲受人は申請地の隣接地を所有しているということで今回の
所有権移転になったようです。公図、登記事項証明等添付書類も揃ってい
ます。また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請
を受理致しております。

職務代理 議案第1号1番について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

山本委員 譲渡人は町外に住んでおり、現在は近くの農家の方に耕作していただい
ている状況です。農地自体もそれほど大きくなく誰しものが欲しがるとな
る場所ではございません。事務局からも説明がありましたが、譲受人はこち
らの隣接地を持っているということで今回のお話になったようです。皆様
のご審議のほどよろしくをお願いします。

職務代理 議案第1号1番について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理 議案第1号1番について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理 それでは、議案第1号 1番 農地法第3条許可について賛成の方は、
挙手をお願いします。

職務代理 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号1番 原案のとおり決
定することにいたします。

会長着席

会長 議案第1号 2番 農地法第3条許可申請について 事務局より説明
をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。お手元の議案書1ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所につきましては大西鉄工からJRの方に進んでいただき、そこから北に150mほど進んだところです。前に譲受人の田んぼがありその奥に申請地があるような状況です。下限面積要件等は問題ないと思われま。公図、登記事項証明等添付書類も揃っています。また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号2番について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

神餘委員 事務局から説明があった通りですが、隣接している譲受人の田んぼは道に面していますが、申請地は道に面していません。大型の機械も入らないので管理するのに手間がかかります。譲受人が合わせて管理することになればそのような手間もかからなくなります。よろしくお願ひします。

会長 議案第1号2番について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号2番について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号2番 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号2番 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第1号 3番 農地法第3条許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。お手元の議案書1ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

場所につきましては琴電榎井駅から北に下がったところです。譲受人は申請地に隣接する屋敷と農地を所有しており、今回のお話になったようです。譲受人は現在も耕作しており機械等も一通りそろっていますので、現

住所は町外になりますが問題ないと思われます。下限面積も問題ありません。公図、登記事項証明等添付書類も揃っています。また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号3番について、地元委員さんからご説明をお願い致します。

宮脇委員 事務局から説明があった通りですが、譲受人は仕事が休みの週末に耕作しに来ており、また美合に弟さんの農地があってそこでは米を作っています。後々はこちらに戻って農業をしたいと考えているそうです。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第1号3番について ご質問、ご意見はございませんか。

大森委員 譲受人は頻繁にこちらに帰ってきているのですか。

宮脇委員 譲受人は現在アルバイトをしており、休日の日にご夫婦でこちらに来られているようですが、近くに住む叔母さんの様子も見に来ているので、かなり頻繁に来られているようです。

会長 他にご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号3番について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号3番 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いします。

会長 全員挙手により賛成でありますので、議案第1号3番 原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第2号 農地法第5条許可申請**について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書2ページをご覧ください。

申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。

場所につきましては福岡石油からJR方面に行く道沿いになります。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。農振除外に関しては全体見直しで除外しております。

会長 議案第2号 について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

神餘委員 事務局から説明があった通りでございます。譲受人と譲渡人は親子関係になります。地元水利や隣接する農地の農家との調整も完了しています。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第2号 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号 は原案のとおり決定することにいたします。

会長 議案第3号 農地法第5条事業計画変更について事務局より説明お願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条事業計画変更についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書3ページをご覧ください。

申請者、申請地、事業計画などについて読み上げて説明。

今回の案件は今年の4月に申請が出て許可になっております。その後、ドラッグストアと提携して店舗を構えることになったようです。また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。計画している土地の間に水路と農道があるのですがこちらは用途廃止の申請が出ております。また利用地との合計面積が1000㎡を超えるので開発許可が必要となり、地域整備課で並行して申請許可になります。

会長 議案第3号 について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

牛田委員 事務局から説明があった通りでございます。以前の申請では駐車場にするということでしたが、建物が乗ってくるようになるようです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第3号 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第3号 について決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第3号 農地法第5条事業計画変更について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号 は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書4ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 整理番号1～12について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

3番の終期がR1になっていますがR6に訂正をお願いします。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和元年11月29日、公告予定分の農用地利用集積計画についてご審議たまわりますよう、よろしく申し上げます。

会長 議案第4号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第4号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

 全員挙手により賛成でありますので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **報告第1号 使用賃借終了農地返還通知について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地、終了年月日について読み上げて説明。

会長 事務局からその他をお願い致します。

会長 その他について何かありますか。

事務局 次回の農業委員会は議会の関係で会場が変更になります。

会長 次回は、12月13日（金）午前9時00分、会場に関しては事務局から連絡をお願いいたします。

会長 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。